

交通事故をなくそう

去年は一二三件 三日に一件の割合で事故発生

近年における自動車交通の急激な増加に伴い、交通事故は逐年増加の一途をたどり、昭和47年県下においては、一四、一五四件発生し、死者四四四人、負傷者一八、〇七六人と死者あわせて約二万人に達しようとしております。

本村においても自動車保有台数は、近年著しく増加しており、自動車の社会的普及はめざましいものがあり、さらには道路の改良促進により、交通事故は増加の一途をたどり、昭和47年中町の事故発生件数は一二三件、死者四人、負傷者一六七人とおり、三日に一件の割合で交通事故が発生していることとなります。

地域別事故発生件数

| 部 落 名 | 件 数 | 部 落 名 | 件 数 |
|-------|-----|-------|-----|
| 黒 鳥 | 6 | 原 野 | 16 |
| 木 場 | 4 | 金 野 | 40 |
| 板 井 | 3 | 寺 地 | 3 |
| 山 田 | 35 | 其 他 | 1 |
| 立 仏 | 0 | 計 | 122 |
| 善 久 | 14 | | |

交通事故損害賠償の知識 (最終回)

3. 仮金制度
これは別に、被害者は損害賠償額の前払いとして、仮金を保険会社に請求できます。ケガの場合(一人につき)程度に応じて一万円、五万円、十万円の三段階。死亡の場合(一人につき)五十万円、四十万円、三十万円、二十万円の四段階。

被害者は、治療が長びいてその間の損害が十万円以上に

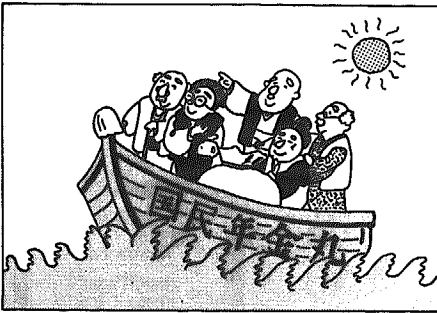
なったときは、十万円ごとに保険会社から支払いをうけられます。また、加害者も請求できます。

(注)保険金がまだもらえないか賠償金が払えないなどといういわげは、話がアベコペです。事故の発生はご注意ください。

健康保険や労災保険の加入者はその保険で治療できます。また、

あなたは 国民年金保険料を かけておられますか

年金は老後を保障する唯一の大切なものです。今年から夫婦で規定の掛金をかけた人は、月五万円の年金を受けることが出来るようになりました。またスライド制の採用により物価が上ると年金も増額される仕組みになりました。



この先十年後、または二十年後には月額五万円が何十万円にもなる可能性もある訳です。その反面、保険料は

年 間
三〇三人の増加
世帯は 一六八世帯

四十七年一月から十二月までの一年間に人口、世帯数ともに急激な増加を示し、世帯数においては六月に四千人に到達し、また人口(女性)は十月には九千人の大台に、年間増加率は三〇三人の増を示した。各月別・人口・世帯数は表のとおりです。

どうしても掛けて頂かなければなりません。保険料は本人が半分期が半分負担することになっており、その掛けた月数に相応した年金を受けることとなります。

しかし、この年金を受けるための保険料も二年間未納しており、納めなくてはならない法律になっており、納期限内に納めることは忘れることのない大切なことです。この年金制度は昭和三十六年から発足しており、既に十年を経過

47年人口、世帯数 (住民登録による)

| 月 | 世帯数 | 男 | 女 | 人口 |
|----|--------|--------|--------|--------|
| 1 | 3,904 | 8,544 | 8,876 | 17,420 |
| 2 | 3,918 | 8,564 | 8,915 | 17,479 |
| 3 | 3,922 | 8,549 | 8,923 | 17,472 |
| 4 | 3,952 | 8,548 | 8,923 | 17,471 |
| 5 | 3,985 | 8,594 | 8,938 | 17,532 |
| 6 | 4,002 | 8,622 | 8,956 | 17,578 |
| 7 | 4,006 | 8,625 | 8,955 | 17,580 |
| 8 | 4,015 | 8,646 | 8,974 | 17,620 |
| 9 | 4,025 | 8,657 | 8,991 | 17,648 |
| 10 | 4,052 | 8,687 | 9,002 | 17,689 |
| 11 | 4,063 | 8,687 | 8,999 | 17,686 |
| 12 | 4,073 | 8,707 | 9,016 | 17,723 |
| 増減 | 増 169戸 | 増 163人 | 増 140人 | 増 303人 |

してあります。しかし、年金についてのPR不足もあり、このことについて人ごとのように考えたり、年金など貰わなくてもよいなどの安易な物の見方から、年金に対する理解の浅い方が、今までに沢山おられました。自分の将来を考えた場合、現在月五万円程度の掛金は当然かと思われず、

しかし、該当者(二十歳から六十歳の方)で、この年金制度に加入してないまま保険料をかけたらずに今日に至っている方が僅かですがおられます。これらの方は、このままにしておきますと、法律の変更により限り一生年金を受けることが出来なくなるのです。また受けられなくても低額なものになります。保険料を納めない方は年金を受ける資格を自分で放棄する結果になります。六十歳以上になり、他人が月額数万円の年金を受けられるのに自分は一月の年金も受けない生活は考えただけでも淋しいことだと思えます。

活は考えただけでも淋しいことだと思えます。前述の如く、この保険料は二年間経過すると納入したくとも納入出来ない制度であります。これらの人達のために特別に来る三月末日まで未納の保険料を受け付けることになりました。

今からでも間に合います。現在の年金制度に加入しておられない方は、未納保険料の五分分でも納付することが出来るのです。老後に悔を残さないよう年金を受け取る資格を確保するようみんな協力しましょう。

保険料の金額は昭和四十六年までは月額四百五十円、昭和四十七年からは月額五百五十円であり、尚不明の点は役場厚生課国民年金の係に連絡して下さい。

日 時 二月十五日(午前九時三十分 分より午後三時まで)
場 所 黒埴町中央公民館講堂

原付自転車及び小型特殊自動車
本日より(二月一日)町制の施行により、原動機付自転車(原C以下)及び、小型特殊自動車(トラクター等)の標識番号も黒埴村から黒埴町に取り替えなければなりません。現在付けている標識番号を取り替えずに認印を持参の上役場までおいで下さい。(役場第一委員会室・午前九時より午後四時)

日 程 表
二月六日 金巻・興野・大野・川原・鳥原新地・鳥原本村・柳作
二月七日 立仏・焼附地・寺地・寺地団地・善久・山田
二月八日 小平方・鳥原新地・板井・木場川前・木場上組・木場下組・木場下組・木場八割
二月九日 木場下組・木場八割
二月十日 黒鳥・緒立・北場

昭和47年町内交通事故死傷者別

| 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 計 |
|-----|---|---|----|----|---|---|----|----|----|----|----|----|-----|
| 件数 | 6 | 6 | 10 | 12 | 6 | 7 | 16 | 12 | 14 | 9 | 14 | 10 | 122 |
| 死者 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 4 |
| 負傷者 | 9 | 7 | 14 | 16 | 8 | 7 | 19 | 22 | 21 | 17 | 16 | 11 | 167 |

道路別件数

| 区分 | 月 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 計 |
|-----|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|----|----|----|----|
| 国道 | 4 | 4 | 4 | 9 | 4 | 6 | 7 | 7 | 10 | 7 | 9 | 5 | | 76 |
| 県道 | 2 | 0 | 4 | 2 | 2 | 0 | 6 | 2 | 3 | 1 | 3 | 4 | | 29 |
| 村道 | 0 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 3 | 3 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 16 |
| その他 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | 1 |

原因別件数

| 安全運転 | 転 | 右 | 左 | 車 | 酒 | 徐 | 追 | 優先 | その他 | 計 |
|------|----|---|----|---|---|---|---|----|-----|-----|
| 35 | 13 | 4 | 34 | 6 | 4 | 4 | 4 | 4 | 12 | 122 |

「お知らせ」
自家用天然ガスの燃料転換には補助金を交付
広報十二月号で「地盤はいまも沈んでいる」という見出しで、概略をお知らせいたしました。自家用天然ガスを他の燃料に転換した場合、概ね次の要領で補助金を交付することになりました。

対象は、自家用天然ガスを使用していた者が、昭和四十七年度(四十七年四月一日から四十七年三月三十一日まで)及び四十八年度(四十八年四月一日から四十九年三月三十一日まで)に、天然ガスを廃止して他の燃料に転換し、そのために要した経費の一部について補助するということです。

補助額は、燃料転換のために要した経費が一万五千円を超えた場合は、一万円を限度とし、一万五千円以下の場合、実費の三分の二の額を限度として補助金を交付

放すまい、子供にくばる目、つないだ手(歩行者向け)

マア、よそう、酒は運転終えてから(運転者向け)

農家のみなさんへ
昭和四十八年農耕用軽油の免税申請を忘れずに
農耕用軽油の免税の交付申請受付および免税証の交付は、次の日程により行ないますので既に免税証の交付を受けておられる方は免税証及び認印を持参して下さい。今年はいじめて免税を受けようとする方は、機械の完備証明書(エンジン番号・名納・馬力数等)及び認印を持参して下さい。又共有の場合は共有者全員の認印を持参して下さい。

尚今年からは申請書提出と同時に免税証および免税キップが交付されますので、念のため申しさえます。